

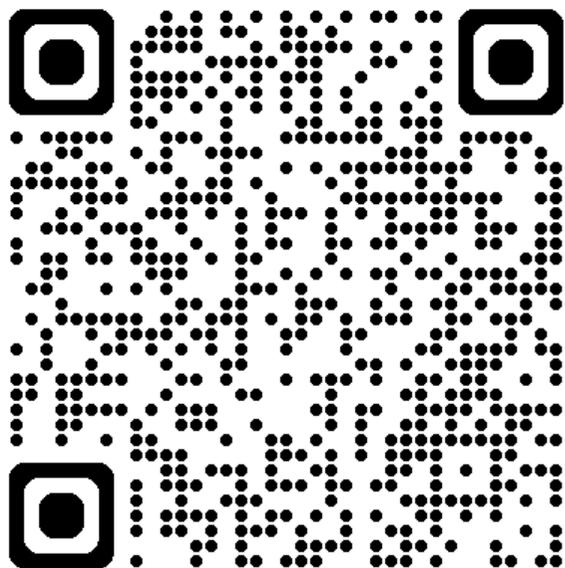
# 川崎市公害防止等生活環境の 保全に関する条例について

環境対策推進課 許認可担当

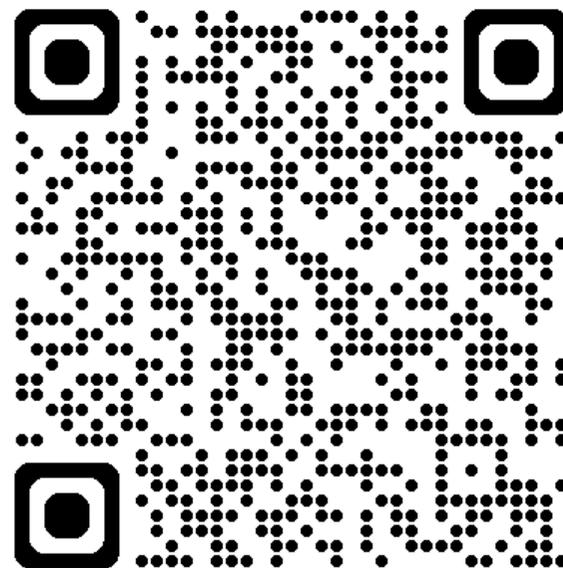
# 目次

---

- 1 指定事業所について
- 2 許可申請の手続きについて
- 3 届出の手続きについて
- 4 その他の手続きについて
- 5 最後に



[届出一覧](#)



[届出の手引き](#)

# 1 指定事業所について

---

川崎市内に新たに指定事業所を設置する場合や、既に許可を受けた指定事業所が当該許可に係る事項を変更する場合に、「許可申請に係る手続き」又は「届出の手続き」が必要

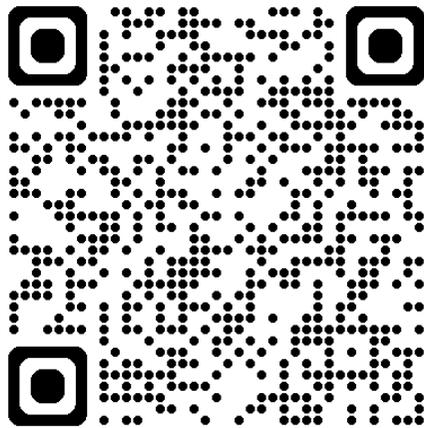
## ● 指定事業所とは

- ・大気汚染物質、粉じん、悪臭、排水、騒音、振動などの公害を生じさせる事業所
- ・別表第1に定める**指定施設**を設置している事業所

# 1 指定事業所について

## ● 指定施設とは

69作業435施設



付録 1

別表第 1

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造の作業	石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。）の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。）の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。） (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
3 潤滑油又はグリースの製造の作業	潤滑油又はグリースの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設
4 合成樹脂の製造の作業	合成樹脂の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 分離施設 (4) 蒸留施設
5 合成ゴムの製造の作業	合成ゴムの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 洗浄施設 (3) 濃縮施設 (4) 分離施設 (5) 蒸留施設
6 合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 混合施設 (3) 洗浄施設 (4) 分離施設 (5) 充填施設
7 界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 蒸留施設 (3) 精製施設 (4) 塩析施設 (5) 混合施設
8 医薬品の製造の作業	医薬品の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 反応施設 (2) 発酵施設（培養施設を含む。） (3) 抽出施設 (4) 動物原料処理施設 (5) 蒸留施設 (6) 混合施設

# 1 指定事業所について

- 指定施設とは  
対象となる施設により発生する可能性のある公害の種類について  
許可基準に適合しているかを審査
- 指定施設の例

61 燃料その他のものの燃焼による熱媒体の過熱又は空気の加温  
若しくは冷却の作業

(1) ボイラー

大気汚染物質	粉じん	悪臭	排水	騒音	振動
○			○		

※○が付いているものが基本の審査項目になります。施設の使用状況などによって○が付いていない項目を審査することがあります。

# 1 指定事業所について

## 64 物の表面処理又はめっきの作業

### (3) めっき施設

大気汚染物質	粉じん	悪臭	排水	騒音	振動
○		○	○		

## 51 資源の再生又は廃棄物の処理の作業

### (8) 破碎施設

大気汚染物質	粉じん	悪臭	排水	騒音	振動
	○	○	○	○	○

## 2 許可申請の手続きについて

---

- ・許可申請は**事前**の手続き
- ・審査の標準処理期間**35日間**
- ・審査終了後に許可書を送付

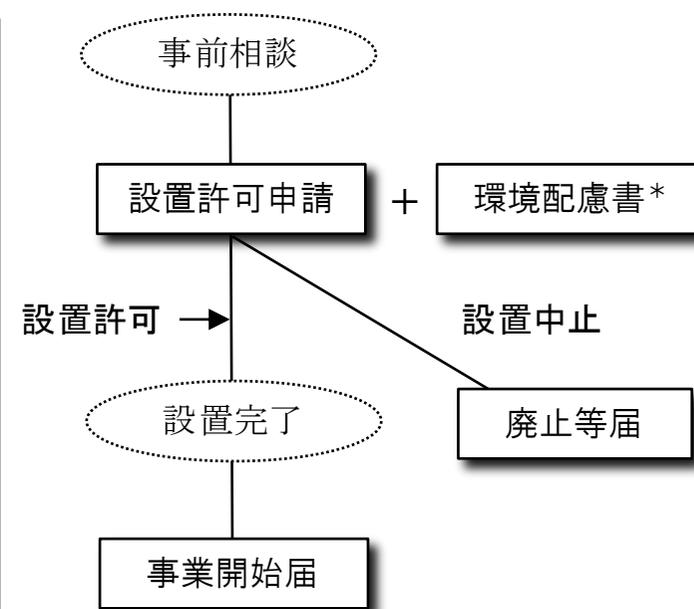
ただし、

書類受付け時点で、申請書の記載に不備があると標準処理期間に許可できないこともあります。

## 2 許可申請の手続きについて

### ● 指定事業所設置許可申請書

- ・指定事業所を新設する場合
- ・現に設置されている事業所で、条例の許可を要さなかったものが、別表第1に掲げる指定施設を新たに設置しようとする場合
- ・事業所の一部を借り受けて、指定事業所として用いる場合



\* 一定の要件を満たす指定事業所に限る

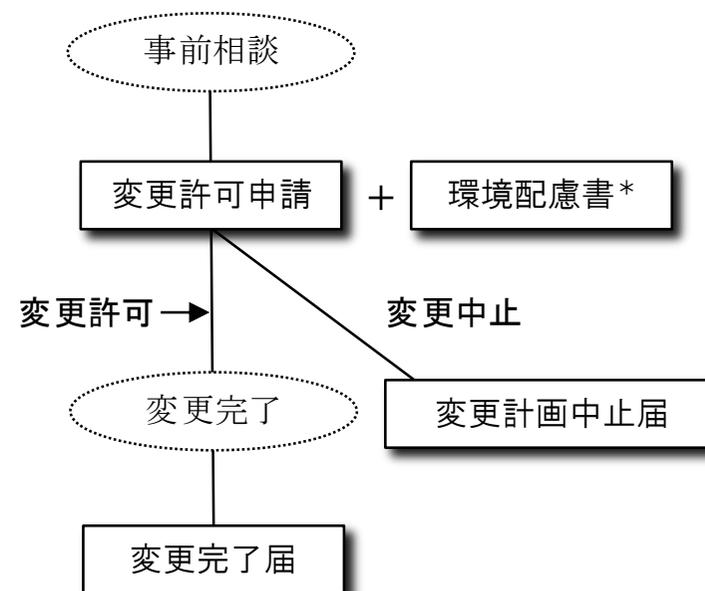
提出するのは**最初の一度**のみ

## 2 許可申請の手続きについて

### ● 指定事業所に係る変更許可申請書

指定事業所において**重要な変更**がある場合

- ・指定施設の設置
  - ・公害防止装置の設置、構造変更、使用廃止
- など



## 2 許可申請の手続きについて

- 指定事業所に係る環境配慮書

次のいずれかに該当する指定事業所が、設置又は変更許可申請時に提出

- ・常時使用する従業員が50人以上
- ・常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000㎡以上又は百貨店若しくはマーケットで店舗面積が1,000㎡以上（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く）
- ・燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上の指定施設又は燃焼能力が1時間当たり625キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所

# 3 届出の手続きについて

---

## (1) 事前の届出

### ● 指定事業所に係る変更計画届出書

変更の日の**30日前**までに届け出

- ・ 指定施設の構造の変更
- ・ 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）
- ・ 排水の系統の変更 など

# 3 届出の手続きについて

---

## (2) 事後の届出

### ● 指定事業所に係る変更届出書

変更の日から**30日以内**に届け出

- ・届出者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名の変更
- ・指定事業所の名称及び所在地の変更
- ・指定施設の使用の廃止又は除却 など

# 3 届出の手続きについて

---

## (2) 事後の届出

### ● 指定事業所に係る地位承継届出書

承継の日から**30日以内**に届け出

- ・ 指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたとき
- ・ 承継者の、登記簿謄本などを添付

# 3 届出の手続きについて

---

## (2) 事後の届出

- 指定事業所廃止等届出書

廃止の日から**30日以内**に届け出

- ・ 指定事業所を廃止したとき
- ・ 指定事業所に該当しなくなったとき

## 4 その他の手続きについて

---

### ●環境負荷低減行動計画書

環境配慮書を提出している指定事業所のうち、いずれかの条件に該当する指定事業所が提出

- ・年間使用熱量が $8.4 \times 10^{10}$ キロジュール以上の指定事業所又は別表1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上のものを設置する指定事業所
- ・1日あたりの平均的な排水量が1,000立方メートル以上である指定事業所

# 4 その他の手続きについて

## ●環境行動事業所認定制度

- ・ **日本産業規格Q14001**に定める環境マネジメントシステムを実施しているものとして登録又は証明されていること

◎ **エコアクション21**（環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム）に認証・登録されていること

◎ **環境負荷低減行動計画書**を提出していること（計画期間2年間、一定の要件あり）

令和8年  
4月1日  
から対象

## 5 最後に

---

- ・条例の他に関係法令に該当する可能性も
- ・なにか変更がある場合はすぐにご相談ください

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課

許認可担当

TEL: 044-200-2506

Mail: [30suisin@city.kawasaki.jp](mailto:30suisin@city.kawasaki.jp)